

建設委員会記録

1 日 時 令和6年9月19日（木曜日）

開 会	午前10時03分
休 憩	午前10時24分
再 開	午前10時36分
休 憩	午前10時49分
再 開	午前11時36分
閉 会	午後 0時01分

2 場 所 第 4 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委 員 長	押 田 大 祐
副委員長	織 田 伸 一
委 員	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	金 厚 有 豊
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	河部 勝巳
局次長	石井 誠
参事（総務課長）	浦山 信之
参事（警防課長）	松井 孝博
予防課長	岸 隆志
通信指令課長	高稲 信治
総務課主幹（総務企画・調整担当）	草野 桂一

【上下水道局】

局長	酒井 正道
局次長	井村 孝志
局次長（技術担当）	山崎 明彦
参事（農林水産部次長）	五十嵐 健治
参事（建設部次長）	高尾 輝彦
参事（下水道担当）	五十嵐 進
経営企画課長	岸 聡之
契約出納課長	谷島 洋
料金課長	山下 達也
給排水サービス課長	新原 寛之
水道課長	帳山 誠志
下水道課長	井山 哲男
上下水道施設管理センター所長	安部 正雄
東上下水道サービスセンター所長	村田 友康
西上下水道サービスセンター所長	工藤 正美
流杉浄水場長	大場 角栄
浜黒崎浄化センター場長	竹島 寛文
水橋浄化センター所長	神代 浩
下水道課主幹（農村整備課長）	金田 英靖
下水道課主幹（河川整備課長）	沖村 一
経営企画課主幹（調整担当）	加藤 暁美

【建設部】

部長	狩野 雅人
部次長（上下水道局参事）	沼崎 益大
部次長（技術担当・上下水道局参事）	高尾 輝彦
土木事務所長	牧 雅浩
参事（道路整備担当）	山崎 晃
参事（道路河川管理担当）	山崎 哲志
参事（土木事務所建設担当）	坂井 義隆
参事（建設政策課長）	野上 一成
道路整備課長	高木 勝人
道路河川管理課長	経澤 陽一
河川整備課長	冲村 一
道路構造保全対策課長	杉木 光晴
公園緑地課長	樫尾 正樹
市営住宅課長	金田 紀和
営繕課長	小林 江里子
土木事務所管理課長	水野 央
土木事務所建設課長	村井 博昭
建設政策課主幹（調整担当）	北口 諭

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	酒井 優
議事調査課主任	江部 なな恵
議事調査課会計年度任用職員	溝口 弘美

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和6年9月定例会の建設委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、尾上委員、村石委員を指名いたします。
これより、消防局所管分の議案の審査を行います。
議案第154号 財産取得の件（石油コンビナート等災害対応車両（大型化学高所放水車、泡原液搬送車））
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

警防課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第154号の討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第154号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。
以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第46号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第36号、専決第40号を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

大島委員 専決第40号について、昨年10月の事故発生から専決処分までこれだけの時間がかかった理由と、市所有の消防ポンプ車のはしごの修理に係る費用は幾らだったのかをお尋ねいたします。

総務課長 看板の修理に時間を要したと聞いております。
また、はしごの修理につきましては147万9,610円かかったと聞いております。

大島委員 その費用にも任意保険が適用されたということでしょうか。

総務課長 相手方への損害賠償と同様に、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われております。

大島委員 路面の段差による振動で消防ポンプ車の上部のはしごが外れたとのことですが、ゆっくり走行すれば、恐らくそのようなことはあり得ないだろうと思うのです。はしごの固定が甘かったのか、通常の固定の仕方で、路面の段差による振動ではしごが外れて跳ね上がるということがあり得るのかお聞きいたします。
それと、看板の修理に時間がかかったということですが、専決処分まで日数がかかっているのも、本当

にそれだけが理由だったのか、もう一度お聞かせください。

総務課長

はしごの固定につきましては、今となってははっきりしないところもあるのですけれども、しっかりとロックされていなかった可能性は否定できないと思っております。

ただ、ロックがしっかりかかっていたら振動によって外れることはないのかもしれませんが、しっかりとかかっていた可能性も否定できないと考えております。

それと、看板の修理につきましては、骨組みが変形したこともあり、骨組みごと交換されたために時間がかかったとお聞きしております。

委員長

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては議決不要のものです。

次に、消防局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

村石委員

熱中症患者の救急搬送の現状、影響、予防について伺います。

先ほど消防局長の挨拶の中で触れられましたけれども、そのことについてもう少し詳しくお聞きいたします。

1つ目に、熱中症患者の救急搬送の現状について、本年7月、8月と昨年同時期を比較してどのような傾向になっているのか伺います。

警防課長

熱中症による救急搬送につきましては、本年8月末現在で、全国的には昨年と比較しまして約3%の増加となっておりますが、本市における本年7月、8

月の熱中症による搬送人員は179人で、昨年の246人と比較しまして27%減少している状況にあります。

また、この2か月間の全救急搬送人員4,114人に占める熱中症で搬送された方の割合は4.3%となっております。

村石委員 救急隊が熱中症患者を搬送するわけですが、現場へ行ったときの状況一屋外で症状が出たのか、あるいは屋内でもクーラーのないところにおられたのかなどという生活状況や、一般的には子どもやお年寄りが熱中症になりやすいと言われてはいますが、年齢構成はどうなっているのか伺います。

警防課長 本年4月から8月までに熱中症で搬送された方は209人となっておりますが、どのような状況で発生したのかは様々です。例えば屋外であれば、農作業中や建設作業中、あるいはスポーツ中などのほか、道路などでうずくまっている、倒れているところを発見されるなどのケースがありました。また、屋内では職場や公共施設で体調不良を訴えられると。自宅で頭痛や発熱を発症するといったケースが特に多い状況となっております。

搬送された方の年齢構成につきましては、65歳以上の高齢者が123人で、その割合は約59%と半数以上を占める形となっております。

村石委員 屋内で熱中症になったケースで、自宅などへ行ったときにクーラーがついていたのかどうかまでは把握されていないということでしょうか。

警防課長 そのとおりでございます。

村石委員 65歳以上の方が約59%ということで、やはり高齢の方が多いことが分かりましたが、熱中症予防についてはいろいろな所属から周知していますけれども、消防局ではどのような取組を行っているのかお聞かせください。

- 警防課長 消防局の取組としましては、「広報とやま」やホームページへの掲載などによる広報をはじめとしまして、毎年数多く開催しております救命講習会などの機会を捉えて啓発活動を行っております。
- また、熱中症の予防対策としましては、何より報道等でも毎日のように注意が促されておりますので、これ以上の注意喚起はないのかなとは考えておりますが、それでも全国的には増加傾向であることから、消防局としましては、引き続きあらゆる機会を捉えまして啓発してまいりたいと考えております。
- 大島委員 啓発活動はこれ以上ないとおっしゃいましたけれども、救急搬送されて助かった人のコメントをぜひ聞いていただければと思います。
- 畑作業中に死亡されたケースが恐らく何件もありますけれども、昨日、高齢の私の義父が1人で稲刈りをしていたところ、うずくまって動けなくなると。救急車を呼ぼうかと聞いたら、いや、大丈夫だと言いましたけれども、水分を取っていると思っていても汗をかいて脱水症状になって、自分では動けるつもりでも道で寝込んでしまっただけで動けないのです。だから、その場に誰もおらず、動けなくなってしまうと亡くなられた方や瀕死の状態で運ばれた方もいるはずなのです。動けなくなるという症状が出て、自分ではどうしようもなくなるということをぜひもう一度啓発してほしいと思います。
- 昨日そのような現場に実際に遭遇しましたので、ぜひこれでもかというくらいに啓発をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 警防課長 今、委員がおっしゃったとおりなので、あらゆる機会を捉えて継続的に啓発活動を行ってまいりたいと考えております。
- 織田委員 救急搬送については、迅速な対応に本当に感謝しております。
- 車を運転していて、緊急車両が近づいてくることがよくあります。一応、左側に車を寄せて止ま

らなければいけないということになっていると思うのですけれども、止まることも少なく、大体は徐行して緊急車両が過ぎていくのを促しているような状況のほうが多いのかなという気がしています。

そうは言っても、やっぱり守るべきことは守る、停止するものは停止するということにしていかなければいけないと思うのですけれども、富山県は横断歩道での車の一旦停止の意識が全国的に見てまだまだ低いということもあります。

緊急車両が近づいてきたときに一旦停止することについて、どのような状況だと認識しておられるのか教えてください。

警防課長

まず、緊急車両の優先通行は道路交通法で認められているのですけれども、一方で、法令を全く無視して走行してもいいのかというと、それはまた少し違うと。やっぱり緊急走行する側も周囲の交通状況を十分見ながら走行しなければいけないことになっておりますので、消防車両や救急車が緊急走行する際には、運転者は十分に注意しております。

織田委員

そうではなくて、いわゆるマナーというか、これは法律なので守らなければいけないのですけれども、市民の皆さんの対応状況をどのように感じておられますか。定量的には答えられないと思いますが、感覚としてはいかがですか。

警防課長

やはりしっかりハザードランプをつけて停止される方もおられれば、その停止した車両をさらに追い抜いて行くような車両もあるということなので、運転者には、そのような車両もあるということを認識し、注意するように伝えております。

織田委員

道路交通法ですから、言ってみれば警察行政の話だと思うのですけれども、緊急車両をしっかりと通していただけるような市民の皆さんへの働きかけやPRなどもやっぱり必要だと思うのですが、いかがですか。

警防課長 そのとおりだと思うのですが、それは何とも……。

大島委員 織田委員の話に追加するのですけれども、最近の車は機密性がものすごく高いので、エアコンをかけていて気づかないことがあるのです。
交差点では結構言っておられますけれども、できれば緊急車両が通るときに「緊急車両が通ります」などとマイクで少し告知していただければ、ほかの車がハザードランプをつけて左側に寄った時点で、もしかしたらと思って窓を開けたりバックミラーを見たりすることで緊急車両が来ることを確認できるので、通行する際の告知を増やしていただいたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

警防課長 事故防止の観点からも、そのような走行をするように運転者に周知していきたいと考えております。

織田委員 一市民としてもしっかりとPRしていきます。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前10時24分 休憩

~~~~~

午前10時36分    再開

委員長            建設委員会上下水道局所管分に入ります。  
上下水道局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か御質問はございませんか。

村石委員          1点だけ質問いたします。  
夏場は冬場に比べて水道を使う場面が増えるだろう

と思うのですが、その結果、水道料金が高くなる傾向があるのかどうかお尋ねします。

例えば、汗をかいてシャワーを浴びる頻度が増えたり、子どもの水遊びや、庭の植物に水やりをしたりするなど、水道の使用量が増える家庭も多いと思うのですけれども、富山市上下水道局ではどのような結果になっているのか教えてください。

料金課長

夏場と冬場の家事用の水道使用量につきましては、夏場として令和５年度９月分ー令和５年７月、８月使用分ーが３０３万１，０００立方メートル余り、冬場として令和５年度３月分ー令和６年１月、２月使用分ーが２８３万４，０００立方メートル余りであり、これらを比較しますと、委員御指摘のとおり、夏場である９月分のほうが１９万７，０００立方メートル余り水量が多くなっているという現状がございます。

この要因につきまして、各家庭の使用実態を把握していないことから明確な特定には至っていないのですが、委員から御指摘があったように、夏場の場合は汗をかいてシャワーを浴びたり、洗濯の回数が増えたり、また水遊びということも先ほど言われましたが、そのような要因で水量が増える傾向があるのではないかと考えております。

村石委員

今ほど水道の使用量をおっしゃいましたけれども、水道料金の額については、令和５年度９月分と令和５年度３月分でどれぐらいの差があるのか教えてください。

料金課長

家事用の比較でよろしいですか。

（「はい」と発言する者あり）

料金課長

すみません、訂正させていただきます。  
水量につきましては先ほど答弁した用途別の数字があるのですけれども、水道料金の額についてはそこまで細かく計算していないので、例えば全ての用途

の合算での比較でもよろしいでしょうか。

（「いいです」と発言する者あり）

料金課長 全ての用途を含めた水道料金の税抜きの金額について、令和５年度９月分は５億３，６００万円余り、令和５年度３月分は４億９，７００万円余りなので、３，９００万円余りの開きがあります。

大島委員 改めての質問になりますが、令和６年能登半島地震の被害に係るこれまでの復旧状況と、これから緊急に対策すべきものがもしあればお聞かせいただけますでしょうか。

下水道課長 令和６年能登半島地震における下水道管渠の被害の状況とその進捗につきまして、下水道管の浮上や液状化などにより被災したと考えられる管路は約１．５キロメートル確認されたのですが、汚水の排水ができなくなるような重大な損傷はありませんでした。

市内には約２，６００キロメートルの管路があるのですが、そのうち被災した管路は約１．５キロメートルと非常に少ない状況でございますが、排水が全くできないということもございませんでしたので、一定の耐震性は確保されていたものと考えております。

被災した管路に対する対策につきましては、本年５月までに国の災害査定を受けたところでございます。現在は、復旧させるための実施設計という業務を進めているところでございます。

こちらの業務が完了いたしましたら、次の１２月定例会で復旧に係る工事費用の補正予算を計上させていただいて、それから工事発注しますので、令和７年度中には復旧を完了させたいと考えております。これが大まかなスケジュールですが、下水道管に加え上面の道路も被災した箇所がございますが、上面を直しても下水道管が直っていないと困るので、道路管理者から早く下水道管を直してほしいという

話もございました。該当箇所は約800メートルになるのですけれども、そのような箇所におきましては、道路管理者からの依頼もございましたので、下水道関連の予算を工面して工事発注をしたところでございます。

大島委員      約1.5キロメートルで済んだということで、それほど被害がなかったということはよかったのですが、その箇所は例えば液状化していたのか、下水管が弱かったのかという原因を恐らくつかんでいらっしゃると思うのです。次にもっと震度が大きい地震が起きたときのために、ここだけは先に対策しておかないといけないという箇所はありますか。

下水道課長    上下水道局における地震に備えた耐震対策の進め方について、市内の下水道管路全ての耐震化を一度に図ることはできませんし、管渠の中でも耐震性を有しているものと有していないものがございます。ですので、耐震性を有しておらず、かつ液状化の範囲内にあり地震により大きな影響を受けるおそれがある箇所のうち、下水道管の中でも幹線の管路、避難所に通じる管路、緊急輸送道路の管路などの重要な管路がありますが、特に災害時には緊急物資等を輸送しなければいけないので、まずは緊急輸送道路のマンホールの浮上対策などを現在進めているところでございます。

大島委員      具体的にどの辺かということは分かるでしょうか。

下水道課長    具体的には国道41号や富山港線、富山立山公園線など一般的に幹線道路と呼ばれるような国道、県道、あとは高速道路のインターチェンジに通じるような道路を中心に、第1次、第2次、第3次と緊急輸送道路が指定されております。そちらを今、具体的に調査いたしまして、必要な箇所において順次対策を進めているところでございます。

委員長        ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
                      以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前10時49分    休憩

~~~~~

午前11時36分 再開

委員長 建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。
 議案第150号 工事請負契約締結の件（観光橋塗装塗替（第1工区）工事）、
 議案第152号 工事請負変更契約締結の件（小見橋1号仮橋設置工事）、
 以上2件を一括議題といたします。
 これより、当局の説明を求めます。

道路構造保全対策課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はございませんか。

大島委員 議案第150号の観光橋塗装塗替（第1工区）工事について、橋の架設から50年たっているということですが、安全性の検査はいつ行われたのでしょうか。

道路構造保全対策課長 観光橋や、それ以外の橋についても、御承知のとおり5年に1回の定期点検が法令で定められておりますので、これまで確実に実施してございます。
 観光橋を直近で検査いたしましたのは3年前であったと記憶しております。
 塗装に際して足場を組むことになりますので、今年度から3か年をかけまして、例えば道路の下のコンクリートが欠けた部分の補修―断面修復と呼んでおりますが一や、コンクリートのひび割れに対して樹脂を注入して水が入らないようにする補修など、橋

が健全な状態で長もちするような補修につきましても併せて実施していく予定でございます。

大島委員 3年前の検査では、健全性についてはどのような結果だったのですか。

道路構造保全対策課長 健全性の判定区分はⅢという結果でございました。

大島委員 判定区分Ⅲはそれほどいい結果ではないように思うのですが、判定区分Ⅲのレベルをお聞かせいただけますか。

道路構造保全対策課長 判定区分Ⅲになりますと、基本的にすぐ補修をしたほうがいいという状態でございます、それを受けてまして順次、補修を進めている状況です。

谷口委員 これは3か年の工事だと言われましたか。

道路構造保全対策課長 3か年かけて工事をする予定でございます。

谷口委員 今回の契約に係る金額は、あくまでも1期工事の分だけということですか。

道路構造保全対策課長 そのとおりでございます。

谷口委員 総額はどれくらいかかると見込んでいますか。

道路構造保全対策課長 2年目、3年目につきましては今手元に資料を持ってございませんが、3か年分の総額につきましては、大体6億円余りを見込んでおります。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第150号、議案第152号、以上

2件を一括して討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第150号、議案第152号、以上
2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議はござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたしま
す。
次に、報告案件として提出されている
報告第46号 専決処分報告の件（損害賠償請求に
係る和解の件）中、専決第33号、専決第34号、
専決第35号
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

道路河川管理課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたし
ます。
なお、ただいまの報告案件につきましては議決不要
のものです。
次に、
城南公園における県有地（旧近代美術館跡地）の利
活用について、

当局の報告を求めます。

公園緑地課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について質問はございませんか。

柞山委員 この件については先月の新聞報道で最初に目にしたのですが、今の説明を聞いていても、市民にとってはいい話だと思います。
一方で、この土地について、県とはどのような交渉があったのでしょうか。無償貸付けということであれば、緑地化は県が行うけれども、県有地を市が管理しなければいけないと。所有者が県であれば、当然管理費は県から支払ってもらえるものと思っておりますが、土地の所有あるいは管理に対する県との交渉等についてはどのような流れで行われ、今後どうなっていくのかお聞かせください。

公園緑地課長 まず、土地の無償貸付けについてですけれども、委員会資料２ページの３に①から③で示しましたとおり、旧近代美術館跡地の利活用には富山市としてもメリットがあると考えまして、今後、市で管理していくことと決めたものであります。
底地をどうしていくのかについては、今は無償貸付けということになっているのですけれども、整備の内容や管理について、今後、県と協議していくこととしております。

柞山委員 ちょっと分からないのですが、流れとして、この話は県が発端で、旧近代美術館が閉館して建物や敷地の利活用を考えただけでも結果的には誰も手を出さなかったと。そのため最終決断として５億円をかけて解体すると。ついでに、その跡地を整備するので市で管理してくださいという話でしょう。確認します。

公園緑地課長 はい、そのような流れです。
県でいろいろと跡地の利活用を検討し、当初は民間

への払下げも検討されていたのですけれども、そのめどがつかないということで、地域住民の要望も受けて緑地化するという方針を決定されたものであります。

柞山委員

地元要望を受けて緑の空間として利活用することは、誠にいい話だろうと思います。

ただ、土地の所有や管理について、これまで本当に長い間、県と市の間で整理されていないものがたくさんあると思うのです。それをまた二度塗りするような話をされるので一基本的には土地が県のものであれば県が管理すると。無償貸付けということであれば、貸し賃は要らないのですが、管理費は県が出すべきです。

例えば、隣の住宅を勝手に使ってもいいからあなたたちで管理してくださいと言われて、空き家を管理しますか。

ですから、土地の整理はちゃんとすべきです。もし利活用も何もなく邪魔だと言われるのなら、県から無償譲渡を受ければいいのだと思うのです。無償譲渡なら富山市のものになるのですから、富山市で管理すべきです。

ですが、今回の場合は無償貸付けでしょう。要するに土地の権利者は変わらないのです。権利者は変わらないのにその土地を市で管理しなさいというのは、あまりにもおこがましい話ではないかと思うのです。だから、これを整理してくださいという話をしているのです。

多分、城址公園の中の土地にもこのような話がありますし、戦後、このような土地がずっと塩漬けになっています。今新たに出たものについてまた同じことを繰り返すのかという疑問が私にはあるので、相手は県ですから、しっかり協議して、土地の整理、所有、管理というものの仕組みを再構築していただきたいと。

公園管理の担当としても、今言ったように城址公園の中にもそのような場所がありますし、同じことの繰り返しはやめるべきだと思います。

整理できるときにちゃんと切り口を開いて、過去のものを整理していくという方向性を出すべきだろうと思っています。

部長、何か答弁はありますか。

建設部長 ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりだと思っています。

県有地の利活用については公園緑地課長が説明したとおりですが、今おっしゃった土地管理の問題や維持管理費用の問題などについては、御指摘があったということで県と改めて協議させていただきたいと思っています。

谷口委員 委員会資料１ページの図にある南側駐車場は、市と県のどちらの土地ですか。

公園緑地課長 駐車場については、城南公園の一部として市が管理しております。

谷口委員 そうであれば、旧近代美術館のところだけが県有地という認識でいいのですか。

公園緑地課長 そうなります。

谷口委員 でしたら、一体的に整備して管理していくということについては、そうあってしかるべきだろうと思います。

ただ、柞山委員が言われたように、その後の管理費については、ただで貸してあげるから市で管理してくださいと言われても、恐らく公園の管理には年間で結構大きなお金がかかると思うのです。それをどうしていくのかというところを今から詰めていかなければいけないと。

県外には市と県が合同で図書館を造ったケースなどもありますが、そういうところでは市と県の持分をしっかりと分けて費用を負担しているので、公園に関しても費用分担は十分可能だと思うのです。

これを一体的に管理していくことは非常にいいこと

だと思うので進めていけばいいと思いますけれども、費用については、富山市として県に対してシビアに申入れをしていく必要があると思います。これは意見です。

村石委員 利活用の可能性について質問したいのですけれども、まず、県から本市に言われたことについて、無償貸付けや緑地化など、感じ方としては県の思いがすごく一方的なような気がします。

市では利活用の可能性として委員会資料２ページの３、①から③を考えておられるようだけれども、市民の要望の中には、冬場に使える屋内の子どもの遊び場を整備してほしいという意見もあるのです。要するに、冬場は雪が降っていると思い切り体を動かせるところがなかなかないので、そのような屋内施設を造ってほしいという要望です。

例として、石川県金沢市には屋内交流広場あめるんパークがあります。城南公園は天然芝ですけれども、あめるんパーク内ののびのび広場は全面人工芝で、天候に左右されず様々な軽スポーツやレクリエーション活動ができ、多目的にも楽しめる広場となっています。

利活用の可能性として、このような施設の設置を検討されなかったのでしょうか。

公園緑地課長 屋内施設の設置を検討できなかったのかという御意見につきましては、県から跡地を緑地化するので一体的に管理していただけないかという申出があったときに、緑地であれば市として管理していけると考えておりました。

この城南公園は種別が近隣公園となっており、地域住民のための比較的規模の小さな公園という種類のため、そこに屋内施設などの箱物を造ることは公園の位置づけにもそぐわないことや、本市では近隣公園という種別の公園に屋内施設などの箱物を造った実績がないこと、あとはやっぱり維持管理コストがそれなりにかかるということもありまして、屋内施設を整備して管理していくのは難しいかと考えてお

ります。

金厚委員 一番初めに柞山委員からいろいろな話がありました。私も同じ話を聞こうと思っていたのですが、私は柞山委員に全く賛成です。というのは、富山市から見れば、早い話が県の土地を押しつけられているのです。最近このようなことがあまりにも目立ち過ぎます。県のいろいろな作業や事務が非常に遅く、決断力がないにもかかわらず、こういうことだけは押しつけてくるのが早いのです。だから、その辺は部長からきちんと上へ上げてください。そうしないと、いつまでたってもこのままです。昔は加賀藩の出店が富山藩だと言ったようなもので、今度は富山県の出店が富山市になってしまいます。気をつけてください。よろしくお願いします。

建設部長 繰り返しになりますが、各委員からいただいた意見については、きちんと県に伝えます。委員会での発言があったということもきちんと伝えて、対応していきたいと思っています。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。委員各位に御相談申し上げます。委員長報告については、正・副委員長に御一任願

たいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、令和6年9月定例会の建設委員会を
閉会いたします。

令和6年9月定例会
建設委員会記録署名

委員長 押 田 大 祐

署名委員 尾 上 一 彦

署名委員 村 石 篤